

奨学のための給付金 申請書類一覧および記入例

～新入生にかかる早期給付用(4月～6月相当額支給用)～

1. 申請書類を記入または提出される前に、以下の点をご確認ください。

☐	保護者等の住民票は滋賀県内である。
☐	保護者等が令和7年4月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは令和6年度の住民税の所得割が非課税である。※
☐	申請書類はフリクションペン(消えるペン)で記入していない。
☐	訂正がある場合は二重線で消して余白に記入した。(訂正印は必須ではありません。)

※専攻科の生徒については、追加の対象要件がございますので、詳細は滋賀県教育委員会のホームページをご確認ください。

2. 保護者等が令和7年4月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは令和6年度の住民税の所得割が非課税であることの確認は、次の書類により行います。

《令和7年4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している場合》

⇒生活保護受給証明書

- ・令和7年4月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。
- ・様式は、福祉事務所作成の様式を提出してください。

《令和7年4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していない場合》

⇒保護者等の令和6年度の課税額を確認できる書類 a～cのいずれか1つ(写し可)

- a 令和6年度(令和5年1月～12月分)課税証明書
- b 令和6年度特別徴収税額の決定・変更通知書 ※毎年5～6月頃に勤務先から配布されるもの(保護者等が給与所得者で勤務先以外から収入がない場合に限ります。)
- c 令和6年度納税通知書 ※自営業などの場合は、毎年6月に発行されます。

※保護者等のいずれかが、令和6年1月1日に日本国内に住所を有していない場合(＝非課税であることを確認できない場合)は申請できません。

税の申告を行っていない場合は、奨学のための給付金の申請までに税の申告を行ってください。(扶養控除対象者であっても税の申告が必要です。お住まいの市役所(町役場)の窓口でご相談ください。)

★7月～翌年3月分の支給を受けるには、7月以降に改めて申請手続きが必要です。

3. 必要書類

各区分に応じた必要書類がそろっているか確認してください。

※印は該当する場合に提出が必要です。

記入例番号	世帯区分 必要書類	生活保護世帯	非課税世帯		非課税世帯(生活保護世帯含む)	年収目安 270万円 ～380万 円の世帯	年収目安 380万円～ 600万円の 多子世帯
		全日制 定時制 通信制	全日制 定時制	通信制	専攻科		
①	1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(早期給付用)	●	●	●	●	●	●
	2. 生活保護受給証明書	●					
	3. 課税額が確認できる書類 令和6年度(令和5年1月～12月分)課税証明書等		●	●	●	●	●
	4. 住民票記載事項証明書 ※3で課税証明書等を提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合に必要(該当する保護者等分のみ)		●※	●※	●※	●※	●※
②	5. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に提出が必要	●※	●※	●※	●※	●※	●※
	6. 通帳の写し	●	●	●	●	●	●
③	7. 個人対象要件証明書				●	●	●
④	8. 扶養親族申告書						●

この順に並べて提出してください

※審査で必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

記入例①奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(早期給付用)

様式 1-1 (その1)

提出する日を記入

(あて先) 滋賀県教育委員会

令和 年 月 日

奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、奨学のための給付金（以下、「給付金」という。）の支給を受けたいので申請します。

↓チェック必須

☒ 給付金を申請するにあたって、次の①～⑨の事項のすべてを確認しています。

①～⑨の内容を確認してチェック

- ① この申請書の記載内容は事実と相違ありません。虚偽があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ② 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道府県に対して給付金の申請を行っていません。
- ③ 対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ④ 不正に給付金を受給し、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還します。
- ⑤ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金または授業料の減免の（認定）申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑥ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等の在学する高等学校等のもつ当該高校生等にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑦ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況を確認することに同意します。
- ⑧ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況および生活保護法による生業扶助の受給状況について、関係機関に確認することに同意します。
- ⑨ 対象となる高校生等にかかる学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充てることについて学校長に委任することを了承します。

・氏名は、課税証明書等に記載のとおりに入
・令和7年4月1日の住民票の住所を記入

基準日時点の申請者住所等	〒520-XXXX 滋賀県大津市京町四丁目1-1-A5 Tel. (090) XXXX - XXXX	ふりがな 申請者氏名	しが まなぶ 滋賀 学
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	しが しょうた	生年月日	昭和 平成	XX年 XX月 XX日
氏名	滋賀 奨太			
在学学校する	学校の名称 滋賀県立●●高等学校	学年	1 年生	
	課程等	全日制・定時制・通信制・専攻科 ※該当の左記項目に○をしてください。		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 私立●●高等学校	XXXX年 XX月 XX日 ～ XXXX年 XX月 XX日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

対象生徒が過去に高等学校等に在学していた場合に記入

【振込口座に関する事項】(申請者名義の口座を記入してください。)

※預金通帳をご覧のうえ正確に記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

金融機関名	滋賀 銀行 信用金庫 信用組合・農 協	県庁	本店 支店 代理店 本店・支所・出張所	☒ 普通 ☐ 当座
口座番号(右づめ)	1 1 1 1 1 1 1	口座名義	フリガナ しが まなぶ	滋賀 学

様式1-2 (その1)
【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☒ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒ 親権者(両親) 2名分	→	申請者 以外の 親権者	フリガナ 氏名	しが いくこ 滋賀 育子	高校生等との関係 ☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者
②	☐	親権者 1 名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。				
③	☐	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。				
	2 名 以上 の 場 合	→	申請者 以外の 未成年後見人	フリガナ 氏名	高校生等との関係 未成年後見人	
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) (両親等) 2 名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
			申請者 以外の 主たる生計維持者	フリガナ 氏名	高校生等との関係 主たる生計維持者	
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等				
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等				

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする (以下、同様)。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ (2) 及び (3) に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

4月1日時点で生活保護(生業扶助)を受給している場合は「受給している」にチェック
※受給している場合の記入は以上です。「生活保護受給証明書」を添えて提出してください。

※保護者等のうち1名が控除対象配偶者であっても課税証明書等の提出が必要
※生徒が在学中に18歳に到達した場合の保護者等は主たる生計維持者(18歳到達前に親権者が2名いた場合は主たる生計維持者も2名となります。)

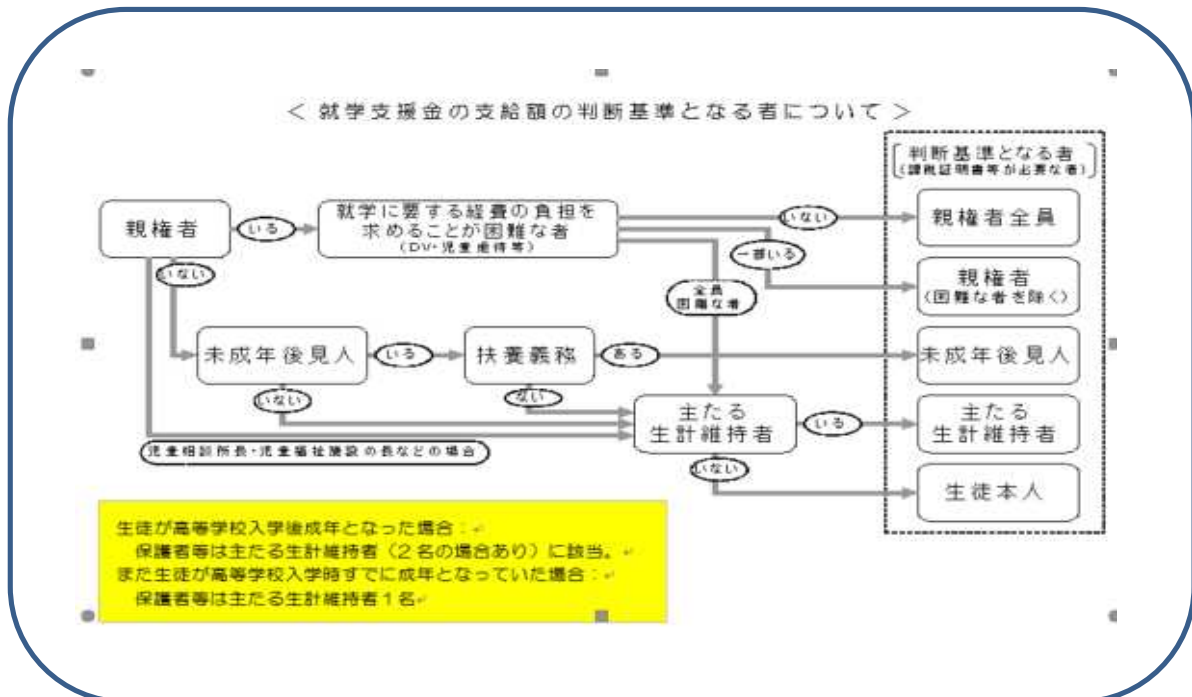
(2)で⑥高校生等本人が選択されている場合にのみチェック

(2)(3)が選択されている場合には必ずチェック

記入例②同意書(該当者のみ)

・申請者が高校生等の法定代理人(親権者または未成年後見人)ではなく、かつ、高校生等本人でない場合は、個人情報の取扱いの観点から高校生等本人が自筆で記入した同意書を提出する必要があります。

高校生等の保護者等が、以下のフローチャートで「主たる生計維持者」の場合に提出が必要



同意書

年 月 日

提出する日付を記入

(あて先) 滋賀県教育委員会 あて

〒 520 - XXXX

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1-1-A505

高校生等 氏 名 滋賀 奨太

TEL ●●● - ●●● - ●●●●

必ず生徒が自筆してください。

滋賀 学 滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づく給付金の申請を行うこととなり、下記アからエの事項に同意します。

給付金の申請者名を記入

添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号 番号
11960 1234561

姓 名 ショウガク ハナコ

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)

通帳作成地 東京都千代田区船場1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

カード紛失センター 0120-794889

通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】 一九八（読み イチキユウハチ）
【店番】 198【預金種目】 普通預金【口座番号】 0123456

振込口座の金融機関名、口座番号、口座
名義人（カナ）が分かる通帳の表紙や
キャッシュカードの写しを添付してくだ
さい。

記入例③ 個人対象要件証明書(専攻科のみ)

・支給対象となる生徒本人が、専攻科の生徒の場合は、在学する高等学校等で証明を受けて提出してください。

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、令和●年4月1日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな) し が		しょうた	
	姓	滋賀	名	奨太
学校名 課程・学科等名	■■■高等学校専攻科			学 年
				●

(該当する方に✓をすること)

☐

以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)

☒

以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者

ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

学校名 ■■■高等学校

学校長 ■■ ■■

印

記入例④ 扶養親族申告書(専攻科の多子世帯のみ)

令和 年 月 日

扶養親族申告書（専攻科のみ）

（あて先）滋賀県教育委員会

生計維持者①住所

生年月日

氏名

生計維持者②住所

生年月日

氏名

令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が 1 6 歳未満の扶養親族、並びに令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1	滋賀 奨太	H●.●.●	子
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和 5 年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和 5 年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和 5 年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1	滋賀 奨子	R7. 5. 1
2		
3		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア) 生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____ 人